

法 学 号 外  
平成 30 年 4 月 18 日

各私立学校設置者 }  
各私立学校長 } 様  
(幼・小・中・高・特・専(高等課程)・各)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教育の情報化に対応した情報セキュリティの確保について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡  
平成30年4月11日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
小中高等学校を設置する各学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

教育の情報化に対応した情報セキュリティの確保について（緊急の注意喚起）

各学校の設置者及び各学校におかれては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成29年10月18日：文部科学省）等も踏まえつつ、教育の情報化に対応した情報セキュリティの確保に向けた取組を進めていただいているところですが、この度、群馬県前橋市において、サーバーの脆弱性やファイアウォールの設定の不備等により、教育委員会ネットワークに対する外部からの不正アクセスがあり、児童生徒や保護者等の個人情報の流出が疑われる事案が発生しました。

つきましては、前述のガイドラインも参考にしつつ、改めて情報システムからの情報の漏えい等を防止するための対策に漏れがないかの点検を実施するなど、情報セキュリティの確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、各教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県におかれては所轄の学校法人および私立学校（私立専修学校（高等課程を置くものに限る。）及び私立各種学校を含む。）に対し、各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該学校設置会社が設置する学校に対し、本件について十分な周知を図ることをお願いいたします。

（参考）

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成29年10月18日：文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/18/1397369.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/___icsFiles/afieldfile/2017/10/18/1397369.pdf)

（本件問合せ先）

担当：文部科学省生涯学習政策局  
情報教育課 竹谷，塩田

TEL：03-5253-4111（内線2085）

FAX：03-6734-3712

e-mail：johokyoiku@mext.go.jp

